市町村相談窓口への調査結果（自由記述分類）【概要】

**資料２－１**

女性相談・ＤＶ相談

2-(2).保護に至らない課題（自由記述）

○離別により住み慣れた地域や友人等から離れることによる喪失感が大きく、離脱の決意が難しい。

○子どもを転校させたくない、介護を必要とする親を一人にできないなど子ども等への思いや関係を重視する。

○仕事を続けたい、携帯を使用したい、ペットを置いておけないなどの本人のニーズと一時保護の枠組みとのミスマッチがある。

○母子生活支援施設のネット情報や一時保護所のイメージから入所等を受け入れられない。

○障がい・高齢等の理由により施設に受入れてもらえないことがある。

○障がい者虐待、高齢者虐待とＤＶが重なるケースについて保護の実施主体の調整が困難。

○携帯電話や外出の制限等ルールを聞いて、保護を断る場合がある。

○一時保護後の見通しがない方について、保護に至らなかったことがある。

○一時保護という方法をとらず、自ら住宅設定後に保護命令を申し立てる方が増えていると実感している。

○ＤＶ以外の親等からの暴力被害者にとって、避難が本当にいいのか支援者として葛藤がある。

○住み慣れた地域を離れることが受入れ難い方がいる。

○暴力の危険性から一時保護が必要と説得しても本人が希望されない場合があり、危険性と本人の意思との狭間で苦慮することがある。

○本人や同伴家族の状況やニーズに応じた一時保護の受入体制についての要望

○その他さまざまな事例があり、一時保護について情報提供してその時は保護に至らなかったが、その後、本人が意思を固めて一時保護に至ったこともある。

3-(2).女性相談センターに対し一時保護を依頼する基準（自由記述）

○緊急保護を実施しているが、保護先を確保できない場合、広域避難が必要な場合など対応できない場合に依頼することがある。

○ＤＶ等により、本人が希望する場合。

○行き先がない・一時保護以外他に方法がない場合

○危険性・緊急性があると判断した場合。

○子どもへの虐待があり、母子の保護が必要と判断した場合。

○本人の自立の意思・戻らない意思がある場合。

○集団生活が可能な場合。

○保護の依頼をする基準は特にない。

○その他(複合的な判断を含む)

3-(3).一保退所後の女性に対する支援について困難な課題（自由記述）

○経済的困難

○施設入所に至らなかった、施設不適応

○一時保護退所時の支援の引継ぎ・連携が十分でない。

○市町村間の体制の差異や温度差がある。

○本人につながり続ける難しさ

○ＤＶ被害者が帰宅した場合の支援や、再保護となるＤＶ被害者への支援が難しい。

○障がい等に配慮できる支援につなぐ。

○心理的支援が必要。

○本人が一時保護後、危機感が薄れること。

○子どもへのケアが必要。

○生活構築に向けた支援が必要。

○離婚手続きがなかなか進まない。

○退所の連絡がないので、支援ができない。

○その他、心身の状態、生活困窮、養育困難など様々な問題を抱えた方が増えている。

4.婦人保護事業との連携における課題（自由記述）

○一時保護依頼時の確認事項が多く、時間がかかる。

○婦人保護施設への入所が困難。

○女性相談センター等とのタイムリーな連携が困難。

○一時保護後の庁内連携が十分でない。

○一時保護中の支援は女性相談センターＣＷが担当し、退所後は市が支援するが、一貫した支援が困難。

○相互理解による役割分担、困難事例のカンファレンスを要望する。

○その他、婦人相談員が不足している、ＤＶだけでなく、家族間の暴力ケースなど幅広く対応していく必要を感じる。

生活保護

2-(2).保護に至らない課題（自由記述）

○一時保護・入所先を探す難しさ

○障がい等があることで受入れてもらえない。

○個室でない・集団生活の制約がある。

○入所施設のルールがある。

○施設入所の決定に日程を要する。

○施設入所の受入についての意見・要望

3-(2).生活保護法に基づく施設における保護の基準（自由記述）

○複合的要素を検討している。

○居宅生活が難しい

○住むところのない方

○本人の同意がある。

○日常生活の支援が必要。

○障がいがある方で入所が必要と判断した場合。

○ＤＶ等の被害を受け、生命の危険がある場合。

○介護や障がいなどの他法の施設の利用ができない場合。

○特になし

○その他

3-(2).貴自治体での緊急一時保護の基準（自由記述）

○住むところなし

○生活困窮者自立支援法に基づく事業

○緊急避難の必要がある場合。

○基準なし

○その他

3-(3).①施設入所が適切と判断する場合（自由記述）

○生活歴や経過を踏まえる。

○サポート・見守りの必要性がある場合。

○住むところがない場合。

○集団生活が可能。

○犯罪・トラブル等のリスク

○国・市等の基準

○居宅生活が困難。

○居宅生活判断のアセスメント的要素を考慮する。

3-(3).②住宅設定をして生活保護を適用する場合（自由記述）

○集団生活できない。

○金銭管理等の生活能力により居宅生活が可能。

○在宅サービス利用で居宅生活可能。

○就労が見込める。

○本人が居宅を希望している。

○国・市独自等の基準

○他の方法なし。

○トラブル傾向がない。

○その他

3-(4).施設退所後の女性に対する支援について困難な課題（自由記述）

○トラブル等での退所後支援が困難。

○ＤＶ被害者支援の難しさがある。

○関係機関との連携に課題がある。

○退所時の支援

○受入先の少なさ

○その他、依存症のある、反社会的な特性のある若年者への支援の受け皿が地域にない。

4-(1).女性相談Ｃへ一時保護を依頼するケース（自由記述）

○ＤＶ被害者、親族からの暴力被害者、家のない保護を要する方など多様なケース。

○一時保護が先行

○ＤＶ等暴力被害者・危険性、緊急性のあるケース

○その他、女性のホームレスのケースなど。

4-(2).婦人保護事業との連携における課題（自由記述）

○生活保護の適用が前提での入所であること。

○本人の意志を確認すること。（本人が拒否すると入所できないこと）

○連携が十分できていない。

○スムーズな受入れができていない。

○移送の難しさ

○婦人保護施設入所のハードル

○支援内容・システム

○問題なし

母子相談窓口

2-(2).入所に至らない課題（自由記述）

○地域から離れることの喪失の大きさ・生活の場を変えること、

○施設入所の枠組みと本人ニーズのミスマッチ

○仕事の継続希望

○ネット情報・イメージの影響

○施設での生活困難。

○集団生活への不安が大きい。

○その他の方法を見出す。

○子どもに転校で負担をかけたくないので、入所しない。

○所持金が少ない。

○一時保護後、帰宅した。

○選択することの難しさ

○見知らぬ土地に行く不安が大きく、施設を選べない。

○その他、一時保護中は連絡が制限されるため誰とも相談できず、決断できない。

3-(2).母子生活支援施設での保護の必要性の判断基準（自由記述）

○ＤＶ等の危険性から支援が必要

○支援が必要な場合。

○法等の根拠

○母子へのケアが必要。

○養育支援が必要

○母子での自立生活・子の養育に不安がある場合。

○本人の希望や自立の意思がある場合。

○生活再建・経済基盤の再建の意思がある場合。

○自立が見込める場合。

○経済的困窮

○課題が重複している場合。

○一時保護が前提

○親族の援助がない

○基準なし

○子どもの福祉の視点

○複合的要件

○その他

3-(3).母子生活支援施設退所後の女性に対する支援について困難な課題（自由記述）

○退所後の生活資金が課題、生活不安がある。

○退所先の設定の際に、危険性のある全居住地に戻ろうとする場合。

○再度の暴力・虐待等のリスクがある。

○退所時の連携・引継ぎが必要。

○本人や子どもへの心理的支援が必要。

○加害者の元への帰宅する場合。

○子育て・子ども・母子関係調整に支援が必要。

○退所後の支援の継続が困難。

○特になし

○その他

4-(1).女性相談Cでの一時保護を依頼するケース（自由記述）

○自市での一時保護の対応が出来ないケース

○住むところなし。

○ＤＶ等暴力での危険度・緊急性がある。

○子どもともに保護が必要。

○ＤＶ等で本人の希望、求めがある。

○その他(複合的も含む)

4-(2).婦人保護事業との連携における課題（自由記述）

○一時保護依頼時、移送手段、服薬が必要な場合の受診、確認事項が多いなどの課題がある。

○婦人保護施設の入所が困難。

○連携と支援の共通認識（施設・女相・市区町村）

○子ども支援・児童相談所（子ども家庭センター）も含めた連携

○その他、婦人保護事業がイメージしにくい、専門的な知識を持っていないのでマニュアルの整備が必要、などの要望。